

2019年度事業計画

はじめに

2019年度は、改元を迎え、新しい時代の始まる年である。身が引き締まる思いがある。2018年度は、多くの災害に見舞われたが、2019年度は、日本にとっても司法書士制度にとっても安寧と発展の時代を迎えること切に願う。

2019年度の事業計画も、各部・各委員会が、常に横断的連携を十分考慮すると共に、新規事業は、目的と予算金額を想定し、戦略的に実施するとの方針のもとに立案した。

第1 本会の運営体制・基盤整備について

(1) 部門構成等

2018年度と同様に8部門と調停センター、会則等規定の委員会組織を維持する。
東日本震災対策部、空き家・空地問題対策特別委員会は継続する。

(2) 総務部の合理化

業務課、総務課、非司法書士対策委員会での業務分掌や総務部長職の役割を明確にし、次世代につなげる効率的な運用を進める。

(3) 業務分掌・権限分掌の明確化

会長、副会長、部長、理事、委員長、事務局との間の業務分掌、業務権限を明確にし、業務執行を迅速にする。

(4) 報酬・日当の適正化

役員、委員等の報酬や日当の適正化の検討し、適宜実施する。

(5) IT化の推進

会館内のIT化(事務機器整備)を推進する。

会議のペーパーレス化、IT化(タブレット、テレビ会議、Skypeなどの活用)を推進する。また、IT化された本会の出先機関(会議室含む)を設けることも検討する。

研修の同時配信を行い、会員の帰属意識の向上につなげる。

紙ベースの月間専門誌等につき、電子版書籍への移行を図る。

(6) 会員の帰属意識向上

研修の同時配信実現による本会以外の場所での集合研修への参加を促進する。

会員、理事会、支部長会MLの活用(多様な情報発信)を促進する。

支部と連携しながら、新人会員等への支部活動参加を促す。

兵庫県青年司法書士会との連絡・連携を強める。

(7) 事務局との連携強化

事務局職員向け研修会開催や事務局員と役員との間のコミュニケーションの機会を増加し、日頃から認識を共有しながら連携強化を図る。

(8) 危機管理への対応

当会被災時、広域被災時の体制を構築する(危機管理マニュアル等策定等)。

役員、事務職員へのAED研修を行う。

リスクマネジメントを共通認識とする。

(9) 支部との連携強化

本会と支部との事業の役割分担等につき明確にし、効率化を図る。

第 2 当会の事業執行について

(1) 研修義務の明確化への対応

日本司法書士会連合会規則改正について、会員への周知を図り、情報提供を行う。

(2) 長期相続登記等未了土地解消作業における相続人調査業務

兵庫県公共嘱託登記司法書士協会は、2019年度も引き続き、相続人調査業務を受託する方向で検討している。当会は、兵庫県公共嘱託登記司法書士協会が相続人調査業務を受託した場合には、その事業の重要性を会員に周知すると共に協働しながら支援する。

(3) 相続登記に関する相談業務の実施

神戸地方法務局と協働しながら、相続登記推進の相談会を開催する。そして「相続(遺言)等の手続の相談は司法書士へ」という流れをつくる。

(4) 災害等への対応等

広域での連携強化

多発する直下型地震・集中豪雨等の災害や東海・東南海地震等に対し、近畿全体を想定した災害に対する組織づくりが必要となる。近畿司法書士会連合会を中心として、行政、隣接職能、各種団体との広域連携を進めていく。そのためには、東日本大震災災害対策部の改称、改組を検討し、適宜実施する。

阪神淡路大震災25年事業

2019年度は、阪神淡路大震災25年を迎えるため、震災の記憶を風化させないためにも25年に相応しい事業を展開する。

(5) 成年後見等業務でのリーガルとの連携

本会は、成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部との連絡を密に取り、協力・協働しながら成年後見の利用促進を積極的に進める。

(6) 地方自治体との連携強化

当会では、空き家・所有者不明土地等の社会問題の解決に向けて、相続人調査業務、相談業務、成年後見人選任申立、管理人選任申立等の法的手続きについて、引き続き、自治体を支援し、その連携を強化していく。

(7) 職業倫理の向上

司法書士倫理第1条には、「司法書士は、その使命が、国民の権利の擁護と公正な社会の実現にあることを自覚し、その達成に努める。」と謳われている。司法書士の社会的責任が増す一方で、不祥事も後を絶たない。また、懲戒等に至らないとしても、会員の依頼者に対する不適切な対応による苦情が本会に寄せられている。これらは司法書士制度の根幹(信頼)を揺るがす問題である。日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という。)の研修規則等の改正に伴い、2019年4月から倫理研修の履修義務が課せられている。倫理研修を通じて、会員の倫理観の向上を図りたい。

(8) 身近なくらしの法律家を目指す。

司法書士は、市民の日々暮らしの中での様々な悩みごと、困りごとなどの相談を受けて紛争予防に努める。それでも法的紛争に至った場合には、市民に寄り添いながら解決に向けて行動し、依頼者に安心と平穏をもたらすというのは司法書士がこれまで培っ

てきた独自性である。くらしの法律家として、より身近なきめ細やかさが社会から求められている。その司法書士の役割を実践し、市民が抱える社会問題についても取り組んで行く。

第3 司法書士制度への対応

(1) 司法書士法改正の実現

2019年度は、司法書士の使命規定を創設するとともに、より適切な懲戒制度の運用・一人司法書士法人の許容等の法改正を実現させ、さらに次の法改正へとつなげていきたいと考える。

(2) IT化・規制改革推進等の国家戦略への対応

不動産登記における「資格者代理人方式」、「法人設立手続きの簡素化」、「民事裁判のIT化」などの業務変化に対する情報を収集し、会員への情報提供、その実務対応についての検討を行う。

(3) 今後も兵庫県司法書士政治連盟と協働しながら、司法書士法改正、司法書士制度の発展に努める。

第4 法改正等への対応

(1) 相続法改正への対応

特に、2018年7月1日施行分についての研修を充実する。

(2) 法務局における遺言書の保管等に関する法律への対応

法務局での遺言書保管制度についての情報収集、会員に周知し、的確に対応できるよう準備を進める。

(3) 債権法改正への対応

引き続き、研修会を開催し、会員の理解を深める。

(4) 所有者不明土地問題に関する不動産登記法、民法改正への対応

現在、法務大臣から諮問されている上記関連法改正に対し、当会の意見を述べ、法制審議会の動向について注視し、情報提供を行う。

1. 総務部

円滑な組織運営を図るため、各事業部、事務局との連絡・連携について遺漏なきよう行っていく。

(1) 総務課

必要に応じて、会則をはじめとする規程の見直しを図っていく。

事務局、事務局員の執務環境、労働環境の改善、向上に努める。

会館設備の維持、管理及び必要に応じて機器、システム等の交換、導入を実施する。

(2) 業務課

会員への執務に関する問合せ等につき、2018年まで月曜日から金曜日までの平日午後には電話対応を実施していたが、段階的に事務局での初期対応としていく。そして、これらの問合せ等については、各副会長を主査とするチーム体制にて初動対応を

実施し、このチーム体制において注意勧告小理事会、量定意見小理事会の対応を行っていく。

会員への執務に関する問合せ等は、会員の身分に関する問題に発展する可能性を孕んでいることから、関係各部門との連携を十分に行い、適正かつ迅速に対応していく。

(3) 非司法書士対策委員会

2019年度も司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査(いわゆる非司調査)を中心に事業を推進していく。

調査結果が実効性のあるものとなるよう調査方法を更に工夫する。

また、会員や市民等から非司法書士行為に関する情報提供があった場合、適切な調査を行い対処していくとともに、他土業の事務所のホームページに会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような記載がないか調査し対処していく。

2. 経理部

現行事業を継続するため、更なる予算の精査を行い、事業運営・管理に要する費用支出について、各事業部と連絡を密にして会計処理を円滑に行い、財務面の執行状況等情報の提供を行うとともに、費用対効果を念頭におき、各事業部、委員会、事務局等と連携し、経費節減及び事務の効率化に努める。併せて、災害対策費の計上方法や支部事業活動費の適正配分についても検討する。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

不動産登記検討委員会

2018年度に続き、不動産登記法・不動産登記規則等の改正への対応や不動産登記業務の執務姿勢のあり方等の企画研究を行う。

ア 不動産登記業務の執務姿勢のあり方、日常業務で問題となる点を中心に企画研究し、法務局との登記事務連絡会を含む情報等の発信を行う。

イ 所有者の所在の把握が難しい土地の取扱い等に関する実務対応の研究を行う。

ウ PDF化への対応等オンライン申請利用促進についての検討を行う。

エ 上記の各事業につき、外部有識者との意見交換または公開研究会を実施する。

商事法検討委員会

司法書士の企業法務分野及び商業登記分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を計画する。

ア 司法書士と会社及び各種法人との関わりの検討

司法書士が、会社や各種法人からどのようなことを求められており、それに対してどのように関与をし、あるいはどのように関与できるかを検討し、会社等への関与の方法を研究する。

また、外部の団体とも協力し、公開研究会を年1回程度行う。

イ 規則31条業務を含む商業登記に関する前段階業務への関わりの検討

株主総会開催の前段階業務等の、商業登記申請のために企業が行う準備、手続等に司法書士がどのように関与することができるか検討し、新しい商業登記への関与の方法を研究する。

ウ 商業登記における困難事例の検討

実務上の困難な事例を抽出し、委員会で検討を行う。法務局との事務連絡会で取り上げられたテーマについて、会員への情報発信を行う。

エ その他

商業法人登記をめぐる状況の改善（非司調査への協力）

商業法人登記、企業法務に関する情報の収集（ワンストップ化、事業承継法制など）

支部等からの講師派遣の要請に対する対応

休眠会社の整理の際に、法務局から発送される通知に同封してもらおうパンフレットの作成（広報部との共同事業としたい。）

裁判事務推進委員会

裁判事務（簡裁訴訟代理業務及び裁判所提出書類作成業務）の推進のため、以下の事業を計画する。

ア 簡裁訴訟代理業務の受託推進策の検討

簡裁訴訟代理業務の受託推進のため、特に消費者事件に関して、会員への啓発や受託体制の整備、行政機関（消費者センター等）との連携等について引き続き検討する。

定期的開催される簡易裁判所との民事手続に関する懇談会への対応を行う。

少額事件に対する報酬助成制度の周知や適正な運用を図る。

民事調停及び法テラスの利用促進について具体的な方策を検討する。

イ 裁判所提出書類作成業務における本人訴訟支援のあり方の検討

本人訴訟支援のあり方について引き続き検討する。

ウ その他

裁判業務分野における重要判例や法改正への対応を行う。

裁判手続きのIT化について情報収集をし、対応を検討する。

（２）特命委員会

財産管理業務対策委員会

2018年度までは遺産承継業務の普及・促進のため事業を行ってきたが、2019年度は、民事信託に関する業務について次の事業を行う。

ア 民事信託について、具体的な事例やモデルに関する情報収集

イ 司法書士が当該業務に関与する際の留意点、司法書士業務としての位置づけ等当該業務に関する研究

ウ 会員への情報提供

民法改正対策委員会

民法（債権関係）民法（相続関係）が改正された。既に施行された部分もあり、引き続きこれらをフォローする。

ア 情報収集等

改正後の債権法や相続法の議論の状況や実務への影響について情報収集する。

イ 会員向けの啓発

研修部等との連携又は独自に企画する研修会等を通じた会員向けの啓発を行う。

ウ 会としての意見の取りまとめ

必要に応じて意見の取りまとめを行う。

エ 市民団体等に対する情報提供等

社会事業部等との連携又は独自に企画する市民公開講座等を活用した市民団体等に対する情報提供等を行う。

オ 研修会等

会員が円滑に改正法へ対応できるように、必要に応じて、民法基礎講座等をはじめとする現行民法の基本部分を解説する研修会等を行う。

4. 研修部

2019年4月1日より日本司法書士会連合会会員研修規則が一部改正され、会員の研修単位取得義務が明確にされる。これに伴い、当会の研修規則・研修規程について改正が必要かどうかを検討し、合わせて研修規則等の見直しを行う。また、会員に研修単位の取得漏れがないように、通知等で周知を行う。

(1) 会員研修

基本的にはここ数年の方針を踏襲していき、2018年度から本格施行されている新入会員研修プログラムも実施する。日本司法書士会連合会の研修の同時配信についても、出来るだけ実施し、また、他部会・他団体との連携を図り、日程的にも無理のないよう研修会を開催する。

中央研修会

時宜に応じたテーマを選定しつつ、土曜日の開催を中心とした中央研修会を年8回程度開催する。

実務研修会

日常業務に密接なテーマ、特定分野に関する専門的テーマを取り扱う実務研修会を平日の夜を中心として、年8～10回程度開催する。

映像配信システム

講師及び講演内容に関する特段の事情がない限り、中央研修会及び実務研修会は映像配信システムにより配信し、受講機会の更なる提供を行う。

支部研修との連携

支部研修だけで12単位取得できるよう各支部との連携を図る。

新入会員研修

新規登録者を対象に約2カ月に1回のペースで、職務上請求の留意点、報酬についての考え方の研修会を開催する。

新入会員研修プログラム

入会后5年未満の会員(予定)を対象に、不動産・商業・裁判の各分野を1回ずつ、日本司法書士会連合会のeラーニングと事前課題とスクーリングを合わせた形での研修会を開催する。

年次制研修

神戸、淡路、姫路、但馬の4か所での開催を予定し、開催地の各支部とも協力しながら円滑な運営を行う。

研修の同時配信

主に平日の夜に開催される実務研修会について、本会会館から遠方の会員でも受講しやすいように、別会場にて同時配信を行う。

(2) 新人研修

日本司法書士会連合会が定める新人研修のうち、いわゆる単位会で開催されるものは配属研修のことを指すが、合格者のすべてが配属研修を受講するわけではない。そのため、当会では引き続き、集合形式の研修を行う。

日本司法書士会連合会中央研修、近畿司法書士会連合会新人研修と内容が重複しないように、新人研修のカリキュラム構成を工夫して実施していく。

配属研修は、2019年度も希望者全員を対象に実施する予定であるが、会員の皆様には指導員としてご協力いただくことをお願いしたい。

(3) 補助者研修

司法書士制度、司法書士倫理など補助者として最低限理解すべき事項や、職務上請求用紙の使用方法など補助者として備えるべき執務上の留意事項を中心に、年1回開催する。

5. 社会事業部

(1) 法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

講師派遣事業の実施

講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等
学校、市民向け講座事業を実施している旨の外部および内部への周知

(2) 人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組む。

生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

自死問題に関するネットワーク構築の推進

権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進する。

司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業

ア 一日司法書士事業の実施

イ 親子法律教室事業の実施

関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業

ア 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

イ 学識経験者等を招聘しての意見交換会開催

6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報について

「会報」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、専門的な内容の掲載等で会

報記事の充実に努めて、会報のあり方についても引き続き検討する。

(2) 親睦事業

2019年度も会員がさらに参加しやすい形式にて、親睦事業を実施する。

(3) 会員の帰属意識の向上に寄与できるように、親睦事業も含め新規事業の検討を行う。

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター規程に基づき、相談会運営事業(常設相談会) 相談員派遣事業(市役所等の常設相談会への相談員派遣) その他事業の3事業を継続して行う。

相談会運営事業(常設相談会)

常設相談会については、各相談会場の責任者により構成される相談センター運営委員会において、各地の運営状況の把握や情報交換を図り、常設相談会が適切に運営されるよう努める。

相談件数等に応じた適正な相談員数・開催回数等の検証に基づく相談会の整備を行うとともに、各相談会場ごとに設定した予算の範囲内で運営を行う。

なのはな相談センターひょうごの円滑な運営と市民への周知を図る。

無料相談会を含む相談事業の今後のあり方について検討を継続する。

相談員派遣事業

既存6会場への相談員派遣を行い、行政との連携を強化する。

その他事業

2018年度と同様、行政等が主催する臨時の相談会への相談員の派遣等を行う。

相続登記推進のための相談会実施を検討する。

総合相談センターの予約案内等の電話対応を継続して行う。

法務局手続き案内の発展に向けて、法務局との協議を行う。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、2019年度も行政と連携した相談会の開催または相談員の派遣を行う。

巡回法律相談事業は、近畿司法書士会連合会及び兵庫県青年司法書士会と協力して行う。

8. 広報部

(1) 広報(P R)

広報(メディアリレーションズ)

司法書士の知名度を高め、その有用性を社会に知らしめるべく、広報部の主要部門として位置づけ、司法書士会並びに関連団体における事業活動を中心にマスメディアに対しニュースリリースにて随時発信する。また、広報のノウハウを支部や地域の活動

に活かしてもらえるように、地域における広報の方法を研究する。

司法書士会および会員・関連団体の活動を理解してもらうため、各事業部等の情報収集をし、対外連絡体制の構築のため、マスメディア関係者との懇談会を実施する。

ホームページ

各種相談会・講演イベント等の告知を適時更新し、各事業部との連携を図りつつ、コンテンツの充実を図る。また、迅速、簡易な情報発信ツールとして、フェイスブックを活用する。

(2) 広告

司法書士制度の有用性を社会に知らしめ、司法書士の認知度向上を図ることを目的とする。また、どの広告媒体から問合せされているか、電話対応(総合相談センター)やアンケート(県民だより)からその効果を図る。

テレビCM

兵庫県全域をこえ、近畿一円に放送が流れる関係から、テレビCMは、近畿司法書士会連合会と連携して実施する。

新聞広告

兵庫県全域にて、最も購読者が多い神戸新聞にて、新聞で2番目に閲読率の高いテレビ面に毎日カラ で掲載される特殊雑報広告を実施する。この有料広告の利用は、毎月1回以上のパブリシティー枠が利用できることを前提として実施する。

県民だよりひょうご

兵庫県内の全世帯に配布されている「県民だよりひょうご」にて、広告を行う。

その他

その他、イベント等における広告を検討し、必要に応じて実施する。

(3) その他

相続登記の促進に関する広報活動

「未来につなぐ相続登記・法定相続情報証明」のリーフレットを配布する等、神戸地方法務局、兵庫県土地家屋調査士会と協力しつつ、相続登記の促進に繋がる広報活動を継続する。

広報グッズ等

必要に応じて、広報グッズ、チラシ・パンフレット等の発注・管理を行い、適宜、配布する。

他部署の当会事業にかかわる広報活動

他部署において実施する相談会、セミナー、イベント等の事業に関し、当該他部署との連携を図り、必要に応じて、広報活動において協力、バックアップを行う。

広報に関する公開研究会

当会会員自らが司法書士制度の広報活動に参加できるように、広報に関する公開研究会を実施する。

広報セミナーへの派遣

人材育成を目的として、外部機関が実施する広報セミナーへ部員を派遣する。

9. 調停センターぼると

「調停センターぼると」は、2013年9月3日付法務大臣より認証を受け、調停センター運営委員会が運営を担っている。

(1) 研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者（以下、「手続実施者等」という。）向けの研修を例年どおり実施しているが、手続実施者等の人数が不足している。2019年度も引き続き「調停センターぼると」の手続実施者等の増員を図るため、近司連対話調停センターや本会研修部と連携し、会員向け研修を実施し、会員に関心をもってもらえる研修を企画したい。

(2) 広報事業

近年は、利用相談・調停申込にいたる経路としては、ホームページからの問い合わせか、会員からの紹介である。しかし、ADR自体を含む「調停センターぼると」に対する、市民や会員への知名度・認識は不十分であると考え。2019年度も引き続き、本会相談事業部と連携し、各種相談会場における相談員や電話相談員に対する広報と、本会ホームページ内の「調停センターぼると」のページを、同広報部と連携し市民が一目でわかりやすいホームページとなるようリニューアルを実施したい。

(3) 運営事業・総務

2019年度は、会員に関わってもらいやすくするため手続実施者候補者名簿登載要件の緩和的変更を予定している。また、市民が利用しやすい「調停センターぼると」にするため、手続実施規程等や様式を随時見直し、センターの運営方法について設置規則や運営規程を改定する。また、現在稼働している他会の調停センターと情報交換を行う。

10. 東日本大震災災害対策部

東日本大震災の発生から早くも8年が経過したが、未だ避難者数は55,634名に達すると伝えられている（2018年10月30日復興庁発表）。福島、宮城、岩手の東北3県から県外への避難者は38,625人を数える（同上）と言われている。現在、被災者や避難者の生活基盤の確立には、まだまだ克服しなければならない問題が山積している。当会では、地元単位会・近畿司法書士会連合会・日本司法書士会連合会等関係諸団体と連携し、災害復興支援事務所等への相談員派遣等の支援体制を維持する。

また、近畿圏・兵庫県への広域避難者を含めた支援活動や、避難サポートひょうご等支援団体への専門相談員の派遣を行い、刻々と変化する状況の変化に応じ、シンポジウム等の開催を検討するとともに、災害復興に有益な情報の発信を継続的且つ積極的に行う。

11. 緊急災害対策委員会

2019年度においても、より実効性のあるものとしていくとともに、当会災害対策部・近畿司法書士会連合会・日本司法書士会連合会災害対策関連部門と連携して災害対

策活動に取り組む。また、近畿司法書士会連合会として参画する近畿災害対策まちづくり支援機構（阪神・淡路まちづくり支援機構から改組・名称変更）の取り組みとも連携し、防災・減災活動と災害からの復興支援のための活動を行う。

12．空き家空地等対策委員会

- (1) 空き家空地対策に取り組む自治体への積極的な支援、委員会等への参画また実際に依頼を受けての問題解決
- (2) 空き家空地の未然予防となる様な市民への啓発、問題解決に取り組む市民への積極的な支援
- (3) ひょうご空き家対策フォーラム等の参画を通しての空き家空地問題の解決
- (4) 上記の空き家空地問題に取り組む会員への支援、研修、情報提供、情報交換
- (5) 所有者不明土地等問題にも取り組むことから、改称の検討
- (6) 相続登記促進相談会への支援